

4-(1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎限度額の取り扱いをどうするか（「当面」の期間の設定等をどうするか）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>1. 基本的視点</p> <p>(1) 経営の自由度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化した後、イコールフットingの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ、郵政公社法による業務内容、経営権に対する制限を緩和する。</li> <li>・ 最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。</li> </ul> <p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便貯金及び郵便保険事業は、当面、限度額を現行水準（1千万円）に維持する。その際、貯金及び保険は、預金者、被保険者ごとに新契約と旧契約とを合算して管理する。その上で、最終</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府出資等、国の信用・関与が残る間は「暗黙の政府保証」により競争上有利にあり、民業圧迫のおそれがあるので、移行期間中は、限度額を現行水準に法定してはどうか。</li> <li>○ その場合、民有民営化の進捗状況等を踏まえ、移行期間中でも、監視組織の判断（例えば、3年ごとのレビュー）に基づき、法改正により限度額を引き上げることとしてはどうか（その旨の見直し条項を入れることも考えられる）。</li> <li>○ 一方、限度額を法定すると、状況に応じた機動的な対応が困難となるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限度額を政令で定め、移行期間中、民有民営化の進捗状況等に応じ、監視組織の判断に基づき、政令改正により段階的に引き上げることとしてはどうか。</li> <li>○ 更に、保険については、事業方法書等に限度額を規定し、監視組織の判断に基づく認可により段階的に引き上げられるが、どうか。</li> <li>○ 一方、A案に比し、容易に限度額の逐次引上げがなされ、民業圧迫となるおそれはないか。</li> <li>○ 限度額引き上げに係る判断の客観性・透明性を担保するため、何らかの基準</li> </ul>	<p>【基本的考え方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行期のイコールフットingをどうするか、窓口など各事業の自立をどう促すか、その上でリスク遮断のため金融を独立させていく、そのような全体観を明確にした上で各論を議論する必要。</li> <li>○ 考慮事項として、①イコールフットing、②各事業の自立、③雇用問題等既存の秩序への配慮がよく上げられるが、そのほかに、④市場との関係、⑤国際的なコミットメントとの関係も重要。④については、規模が大きいため思惑で国債市場が乱高下する可能性や、金利が上昇し駆込みで定額貯金が増えシナリオが崩れる可能性もある。⑤については、特に保険では米国の関心も高く、WTOのルールに抵触しないように配慮する必要。</li> <li>○ 今回提案の新旧勘定分離スキームでは、民営化最大の目的の一つである民間とのイコールフットingが確保されず、暗黙の政府保証が移行期存在しつづけることになるが、それでは問題ではないか。仮にこの提案が基になるなら、業務規制や限度額規制は移行期間中厳しく続けざるを得ないことになる。</li> <li>○ 制度改革において、出来上がりベースのガバナンスと移行期のガバナンスを分けて考える必要。移行期については、いくつかの目標を同時並行的に成立させることは難しい。優先順位を付ける必要。全体として成立するのかシミュレーションし</li> </ul>

的な民営化に向けた準備を進める。

#### 6. 推進体制の整備

(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。

○ また、民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティネットの負担を負う一方で、業務内容に法律で制限が課されることをどう考えるか。

が必要と考えられるが、時々々の状況に即応できるよう、法令において大枠を示した上で、具体的基準はガイドラインに定めることとしてはどうか。(A案でも、法改正による限度額引き上げの判断基準が必要となることは同様。)

ないで各論から入っていくと優先順位付けが出来ず、パッチワーク的になる。

○ 民有民営についてクリアすべき条件は、①収入支出が透明に見えていること、②その会社が自立していること、③介入によって収益がばらつくことはないか、これらをクリアの上更に、④成長の余地があるか、⑤経営者がトラックレコードを持って、しっかり経営しているか、の5つ。

介入が残っている間に新規業務を始めると却って民有民営のスピードを遅らせる可能性。最初は厳しく制約を課し、自由になるための条件クリアのインセンティブを与えるべき。一刻も早い上場がまずクリアすべき課題であるということを確認にする必要。

#### 【限度額について】

○ 限度額・業務拡大の話は新旧勘定の話と密接に関連。新旧勘定の一体性が高いと新会社に暗黙の政府保証が残る。これとパッケージで考えると、限度額等については慎重であるべき。

○ 移行期間中、限度額・業務範囲がそのままの場合に新会社の損益や貯金残高等がどうなるかシミュレーションし、その結果を見て判断すべき。そのままでは収益が赤ならば対応を考えなければいけないし、黒ならばイコールフットिंगの確保がまず重要ということになる。

○ 最終的に民有民営になることが目標であり、条件を満たせば、自由になるというインセンティブを与え、民有民営のスピードを早めるような仕掛けが必要。暗黙の政府保証がある間は、むしろ現状の限度額を維持すべき。

○ 法律より政令の方が柔軟だが、柔軟性には良い面と悪い面がある。状況に応じた対応ができるということは、逆に言えば、いい加減ということ

			<p>もある。これをクリアすれば自由になるということについて、法律である程度方向性を示した上で、完全民営化が見えるまでは、安易に限度額を拡げることにならないようにする必要。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政府保証債務残高が順次減少する（資料 p. 47）中で、これが郵便貯金として残ったら、また、今後、預託金の償還が 100 兆円超えてくるが、このような大量の資金は国債に運用せざるを得ない。郵貯から個人向け国債に振替えたり、運用先を国債から他に向けるとしても、急には変えられない。残高減少を確認しつつ、規模が 100 兆円位になれば、民有民営に向け、色々自由にしてもよい。</li><li>○ too big too fail というように規模が大ききこと自体、暗黙の政府保証。新旧勘定が完全には分かれていないと、暗黙の政府保証の問題もある。負債はアンコントロールラブルであり、また規模縮小に向けたインセンティブの仕掛けも難しいので、一定期間、限度額据え置きは必要。</li><li>○ 法定か政令か、ということだが、法改正も通常と違うやり方にすれば、実質的に両者に違いがないようにすることは可能。経営判断と法改正のタイムラグを短縮するよう配慮が必要。</li><li>○ 完全民営化まで限度額は据え置いた方がいいが、手続的には民営化実現までは監視組織の意見聴取を義務付けたらどうか。</li><li>○ 保険についても、新旧勘定のリスクが明確に遮断されていない以上、限度額はイコールフットィングの観点から維持することが望ましく、貯金と同様、法律又は政令で定めることとしてはどうか。</li></ul>
--	--	--	---

4-(1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎貸付等の段階的拡大をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>1. 基本的視点</p> <p>(1) 経営の自由度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化した後、イコールフットィングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ、郵政公社法による業務内容、経営権に対する制限を緩和する。</li> <li>・ 最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。</li> </ul> <p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間金融機関への影響、追加的な国民負担の回避、国債市場への影響を考慮した適切な資産運用を行うが、民有民営化の進展に対応し、厳密な ALM(資産負債総合管理)の下で貸付等も段階的</li> </ul>	<p>(移行期当初の業務範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行期間中に、イコールフットィングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ業務範囲を段階的に拡大するよう、2007年4月スタート時点の業務範囲は、基本的には、同年3月末の公社の業務範囲と同様としてはどうか。</li> <li>○ 一方、民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティーネットの負担を負う一方で、業務範囲が公社と同様のままということはどう考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティーネットの負担を負うこととの「コインの表裏」として、2007年4月スタート時点の業務範囲は、同年3月末の公社の業務範囲よりある程度広げたところからスタートさせてはどうか。</li> <li>○ 一方、政府出資等、国の関与が残り、イコールフットィングが完全でない中での業務範囲の拡大は、民業圧迫となるおそれはないか。</li> <li>○ また、ある程度業務範囲を拡大するとして、2007年4月に新たにいかなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗黙の政府保証や兄弟事業会社の存在を考慮すると、イコールフットィングの問題があり、移行期当初は現行どおりの業務範囲とすべき。</li> <li>○ 貸付については、市場の評価を受けて株式売却がなされて初めて認めるべき。自立へのインセンティブとして業務拡大を認めていくのが本来の姿であり、融資のようなリスクの高いものは慎重に考える必要。金融庁がしっかり体制をチェックする必要があるし、監視組織もきちっとモニタリングする必要。</li> <li>○ 業務拡大については、監視組織がおおまかなブリンシプルをガイドラインに定めた上で、認めない業務を認可事項とし、監視組織の判断により初めて拡大していくこととすべき。その際、透明性を重視し、なぜ認可申請するのか、なぜ認可したのか、又は拒否したのか等を公表すべき。</li> <li>○ 最長10年の移行期間中に何が起こるか分からないので、予め子細なコンティンジェンシープランを作っておくことは困難であり、その時点における判断の余地を残しておく必要。監視組織や金融庁等がその判断を行っていくこととなろう。但し、ここまでクリアすれば、どのような業務が可能になるのかなどの条件を示し、インセンティブを与えることも重要。</li> <li>○ ガバナンスをガバナンスするということも大</li> </ul>

<p>に拡大できるようにする。</p> <p>(エ) イコールフットィングの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新会社は、移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う。</li> </ul> <p>(オ) 移行期の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期は遅くとも2017年3月末までに終了する。</li> <li>・郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする。</li> </ul> <p>6. 推進体制の整備</p> <p>(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市</p>	<p>(業務範囲の段階的拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2007年4月スタート時点で認めない業務の取り扱いを認可事項とし、民有民営化の進捗状況に応じ、監視組織の判断に基づく認可によって業務範囲の段階的拡大を行うこととしてはどうか。</li> <li>○ 業務範囲拡大に係る判断の客観性・透明性を担保するため、何らかの基準が必要と考えられるが、時々の状況に即応できるよう、法令において大枠を示した上で、具体的基準はガイドラインで定めることとしてはどうか。</li> <li>○ 一方、政府出資等国の関与はあるものの、民営化さ</li> </ul>	<p>業務を認めるか。スタート時点から拡大しておくのではなく、監視組織による公正、透明なチェックを経た上で業務範囲の拡大を図るべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可等の事前チェック型法規制は限度額等、最小限に抑える一方、2007年4月に付与する免許に3月末までの公社の業務範囲内との条件を付し、ノウハウ・人材等新規業務の遂行体制を構築すれば、順次免許条件緩和によって業務範囲の段階的拡大を行うこととしてはどうか。</li> <li>○ 一方、業務遂行能力のチェックは免許条件緩和の際の金融監督当局による審査で対応し得るとしても、別途、民業圧迫の観点から監視組織のチェックが必要ではないか。</li> </ul>	<p>事。監視組織の行動自体をガバナンスするため、基本的な方向性は法律で示し、可能な範囲でガイドラインで明確にすることではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官の要素が入っている間は、リスクに応じた金利が取りにくく、介入の可能性もあるし、国の出資が入っていて適正なプライシングができるかとの問題もあり、イコールフットィングの観点から、移行期は相対型の貸付は原則禁止すべき。しかし、移行期間中にポートフォリオとしてクレジットリスクをとりたいのであれば、市場で購入することは認めてもよい。</li> <li>○ 貸付業務はリスクコストがかかるし、能力の問題もある。民有民営後の貸付は原則自由が当然で、体制はその時に急ぎ立ち上げることは可能だが、もっと重要なのは、それまでこの会社が公平性をどの程度重視してきたか等、信頼性の問題。</li> <li>○ 貸付を段階的に拡大する場合、郵貯の顧客は零細な個人が中心であり、そういう人に消費者ローンや住宅ローンを行うことが考えられるが、民業圧迫の懸念があり、監視組織の監視が必要。</li> <li>○ 預入限度額とセットで考え、整合性を取る必要。</li> <li>○ 窓口ネットワーク会社は、郵便貯金会社や郵便保険会社の代理店となることを考えると、業務範囲拡大のガイドラインの考え方は、窓口ネットワーク会社の新規業務拡大についても適用し、両方で整合性をとっていく必要。</li> </ul>
--	---	--	--

<p>場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。</p>	<p>れ、納税義務やセーフティネットの負担も負う郵便貯金会社・郵便保険会社については、認可等の事前チェック型の法規制は最小限に抑えるべきではないか。</p>		
---	--	--	--

4-(2) 郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

◎具体的なスキームをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方</p> <p>(3) <u>郵便貯金会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。</li> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(4) <u>郵便保険会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便保険の政府保証を廃止し、生命保険契約者保護機構に加入する。</li> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵</li> </ul>	<p>(郵便貯金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便貯金会社への預金（特別預金）に転換する、以下のようなスキームとしてはどうか。</li> <li>・ 特別預金は、旧契約の貯金と全く同じ条件とし、旧契約の貯金の払戻請求があった時に払い戻されることとする。</li> <li>・ 特別預金には政府保証を付さず、預金保険の対象外とする。</li> <li>・ 新旧勘定に係るALM（資産・負債管理）の一括運営により、公社勘定に係る損益が結果として郵便貯金会社に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便貯金会社に信託する、以下のようなスキームとしてはどうか。</li> <li>・ 信託財産については、旧契約の貯金の払戻請求があった時に、信託勘定から貯金を支払。</li> <li>・ 郵便貯金会社には、自己勘定と他人勘定との別々のALM（資産・負債管理）が存在（公社勘定の流動性については、郵便貯金会社が供給）。</li> <li>・ 公社勘定の損益は、事後的に郵便貯金会社に帰属させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 形としてはB案がすっきりしていると思うが、基本方針の「一括して運用する」という考え方との関係で疑問は残る。</li> <li>○ どちらの案もイコールフットリング、新会社の暗黙政府保証の排除という要請に応えきれていない。何のための新旧勘定分離なのかが、民間事業者に明確に説明できる必要がある。</li> <li>○ 万が一新銀行が破綻した場合には、預金保険機構の負担になるため、損益が新旧のいずれから発生したのか、損失を誰が負担するのかが明確になっている必要がある。</li> <li>○ B案は、限定的ではあるが、勘定分離という要請には応えており、流動性についても新会社から供給できるのであれば、国債市場にも配慮したものとなる。</li> <li>○ 旧勘定は新銀行のリスクアセットになるが、金利リスクに対応するだけの十分なエコノミック・キャピタルはあるのかについての検証が必要。そのために当</li> </ul>

<p>便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</p> <p>(5) <u>公社承継法人</u></p> <p>(ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約を履行する。</li> <li>・ 郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。</li> </ul> <p>(イ) 公社勘定の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。</u></li> <li>・ <u>公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。</u></li> <li>・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。</li> <li>・ <u>公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社承継法人は、郵便貯金会社に対して、特別預金について先取特権を有することとする。</li> <li>・ 郵便貯金会社には、特別預金相当額の安全資産の保有を義務付ける。</li> </ul> <p>○ 特別預金が預金保険の対象とならないことから、郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方も可能であり、何らかの工夫が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定の運用資産が信託として隔離される。</li> <li>・ 信託財産の運用については、公社承継法人の指図により、安全資産で行うものとする。</li> </ul> <p>○ 旧契約の預金については預金保険の対象とならないことから、(損益を帰属させることにより) 間接的には郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方もあるのではないか。</p>	<p>初資本を持ってくるとしたら、業務肥大化につながりかねない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 両案とも、旧勘定を少しでも早く分離し、イコールフットィングを実現すると同時に、新会社の抱える偶発債務をなくして、民営化への動きを加速するような仕組み、例えば、旧勘定を個人向け国債に転換するようなことが考えられないか。</li> <li>○ A案の場合、特別預金分の保証料を払わなくていいのかという問題がある。</li> <li>○ 旧勘定を早く切り離せる手段があれば考えてもらいたい。経営者にどうインセンティブを与えるか。</li> <li>○ B案でもリスクがあることは理解するが、A案については、旧勘定がどういうリターンになっているか明らかにする必要がある。</li> <li>○ 信託スキームを用いた場合のALMのシミュレーションをしてほしい。</li> </ul>
--	---	--	--



4-(2) 郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

◎具体的なスキームをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方</p> <p>(3) <u>郵便貯金会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。</li> <li>公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(4) <u>郵便保険会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便保険の政府保証を廃止し、生命保険契約者保護機構に加入する。</li> <li>公社勘定は公社承継法人が</li> </ul>	<p>(簡易保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便保険会社への再保険に転換する、以下のようなスキームとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>再保険は、旧契約の保険金の支払があった時に、郵便保険会社の負債における責任準備金を減少することとする。</li> <li>再保険には政府保証を付さない（原契約には政府保証あり）。</li> <li>再保険は、保護機構の対象外（機構定款）。</li> </ul> </li> <li>○ 新旧勘定に係る資産の一括運用により、公社勘定に係る損益が結果として郵便保険会社に帰属。</li> <li>○ A L Mの一括管理が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便保険会社に信託する、以下のようなスキームとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>信託財産については、旧契約の保険の支払請求があった時に、郵便保険会社が承継法人を代理して信託勘定から保険金を支払。</li> </ul> </li> <li>○ 郵便保険会社には、自己勘定と他人勘定との別々の勘定が存在。</li> <li>○ 契約者配当後の公社勘定の損益は、事後的に郵便保険会社に帰属させる。</li> <li>○ A L Mの一括管理には、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険については、10年後でも旧勘定の残高が相当残るので、その後の取扱いを明確にすべき。</li> <li>○ 保険についても、両案とも民間とのイコールフットィング上の問題があるのではないか。セーフティネットの損益の帰属についても貯金と同様の問題があり、どちらの勘定から発生した損益か、明確になっている必要があるのではないか。</li> <li>○ 保険についても、分別管理が望ましいとの観点からすると、信託スキームが望ましいが、現在保険会社には信託業が認められていないことから、イコールフットィングの問題に影響しないか懸念はある。</li> </ul>

<p>保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</p> <p>(5) <u>公社承継法人</u></p> <p>(ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約を履行する。</li> <li>・ 郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。</li> </ul> <p>(イ) 公社勘定の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。</li> <li>・ 公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。</li> <li>・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。</li> <li>・ 公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社承継法人は、郵便保険会社に対して、再保険について新契約の保険契約者と同順位の先取特権を有することとする。</li> <li>・ 郵便保険会社には、資産全体について、運用計画を策定するとともに、公社勘定に相当する資産については、現行と同等の運用規制をかけることとしてはどうか。</li> </ul>	<p>両勘定を融通する仕組みが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産の運用については、公社承継法人の指図により、安全資産で行うものとする。</li> </ul>	
--	---	--	--

4－(3)移行期の終了時期（「民有民営」の判断）

◎特例法の時限（「民有民営」の判断）をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み</p> <p>(3) 持株会社の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。</li> </ul> <p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(オ) 移行期の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期は遅くとも2017年3月末までに終了する。</li> <li>・郵便貯金会社及び郵便保険</li> </ul>	<p>(「民有民営」実現の判断の枠組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特例法の時限（「民有民営」の判断）については、民有民営化の進捗状況等を踏まえ、我が国金融システムの安定性への影響を勘案しつつ、監視組織が新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューを行った上で判断することとしてはどうか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行期の過程において株式売却が法律上、努力義務として明確化されている必要。</li> <li>○ 民営化の最終的な着地点は政府出資を0にすることであり、それが時限措置の終了時点であるべき。0%以外にも支配力の基準として銀行の株式保有制限に係る5%があるが、政府出資0%のファニーメイでさえ規模の大きさから暗黙の政府保証が問題となっており、0%は最低限の条件。</li> <li>○ 法律上、限りなく0%に持っていくとの方向性を明確にした上でその他の事項はガイドラインで規定すればよいのではないか。</li> <li>○ NTTの政府出資比率は未だに45.9%（資料p.58）であり、色々な事情があると考えられる。このことを見ても、法律に何%と数字を書き込むのは難しいかも知れないが、株式を民間に売却していくとのコミットメントは法律上明らかにしておいた方がよい。</li> <li>○ 0%でないと規律が働かない。0%とコミットしておき、経営者はそれを前提に、市場に受け入れられる条件は何か、経営手段を組み立てていく。どこか一箇所決めておいた方がよい。</li> </ul>
	<p>(判断基準の位置付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な判断基準を全て法定することはできないとしても、判断の客観性・透明性を担保するため、「政府出資比率0%未満」など、主要事項は法定すべきではないか。</li> <li>○ 一方、具体的な判断基準を法定すると、将来の状況に応じた柔軟な対応が困難とならないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律上は、民有民営化の進捗状況、我が国金融システムの安定性への影響、新会社全体の経営状況、世界の金融情勢の動向等、おおまかな判断要素を規定し、政府出資比率等、具体的な判断基準は法定しないこととしてはどうか。</li> <li>○ 一方、具体的な基準がないと、判断が恣意的になるおそれはないか。</li> </ul>	

会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両者のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする。

#### 6. 推進体制の整備

(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。

○ 判断の客観性・透明性を担保するため、判断基準をガイドラインに定めることとしてはどうか。(A案でも、判断基準を全て法定するわけではないので、やはりガイドラインは必要になるものと考えられる。)

○ 完全民営化がどのような姿になるのかがわかる将来B/S、P/Lのシミュレーションを明らかにして欲しい。

4－(4)移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎国債市場への配慮を制度設計上どのように盛り込むか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <p>・大量の国債を保有していることを踏まえ、市場関係者の予測可能性を高めるため、適切な配慮を行う。</p>	<p>(国債市場への配慮)</p> <p>○ 移行期間中に限って、現在の郵政公社が行っているものと近い形で、資金運用計画の策定・公表を義務付けることとしてはどうか。</p> <p>○ 一方、新会社の資金運用業務が計画に縛られることにより、収益機会を損なうことにならないか。</p> <p>○ 公社勘定と一括して運用する新会社の国債運用額は極めて大きいため、市場関係者等からの懸念に対する何らかの工夫が必要ではないか。</p>	<p>○ 国債の運用状況等の公表については、新会社の積極的なIRの充実に委ねることとしてはどうか。</p> <p>○ 一方、国債市場における新会社のプレゼンスを考慮に入れた場合、自主的な公表のみで市場関係者の予測可能性を担保することは困難なのではないか。</p>	<p>○ 郵貯・簡保は、多くを国債で運用しており、国債市場の主要な参加者である。今後の運用も、ある程度、安全資産である国債中心で行くべき。もちろん、完全な民営化後には、自由な運用でよい。</p> <p>これまで、過去には、国債の大量発行により、市場の不安定性が増し、(i)運用部ショックによる金利の乱高下、(ii)今年の6月の「金融政策の変更を予想した」市場金利の乱高下など、大きな局面に遭遇している。</p> <p>郵貯・簡保の民営化へのプロセスでは、無用な国債市場への悪影響をなくすことが大切である。そのためには、国債運用に関する運用の方針を法的に定め、市場参加者への透明性を確保して、市場金利の無用な混乱を避けることが、不可欠。</p> <p>(ii)民営化後には、運用内容の開示は全く必要なく、新しい経営方針のもとで、運用することが必要。</p> <p>○ 新旧勘定スキームが一体性の強いものとなり、しかも旧勘定の国債がどのように保有されるかについての情報がなくなるとすれば、市場の予測可能性を担保することはより困難となる。新勘定に対して国債を保有させる観点からの運用規制</p>

			<p>を設ける必要はないことを明確にした上で、市場関係者の懸念に対応するために開示することを求めるべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規模が大きいという面を考慮すると、新勘定分も含め、資金計画を事前に公表することを担保する必要がある、A案程度のものが必要なのではないか。</li> <li>○ 国債市場との関係には配慮する必要があるが、新会社の負うリスクから考えると、できる限り国債を売却して保有比率を引き下げる必要がある</li> <li>○ この点で混乱することで民営化全体の進展を妨げるようなことがあってはならない。新会社の自主性に任せることで足りるのか。</li> </ul>
--	--	--	--

(注) いずれの場合も、別途、郵便貯金会社・郵便保険会社は、公社承継法人との関係で「安全性重視」の運用が求められる。